

職をおさむべき人なしと仰られて、御許あらずなほ請ふ事止まざれば、去らば汝に代るべき人を選みて薦めよ。いまだ其人を得ずと仰下さる、勝重都に候ひて、多くの御家人の事、いかで知るべき、此程の人の中になどか其人のなかるべき、よく人々に御尋ねあるべきにて候、さりながらなほも勝重に申せと侍らんには、子にて候、周防守重宗は、密夫の首さるべき者に候はず、若し彼を以て、父が闕に補せらるべく候やと申ければ、將軍家大に悦せ給ひ、周防守重宗を召して、京職に補せられ、勝重御免を蒙る、重宗辭し申けれども、子を知るは父に若すと云事あり、汝が父の薦めにてあれば、辭する處あらじと仰下されしかば、力及ばず、重宗なくく父に向ひ、重宗如何で此職に堪へ候べき、なきなうも御推舉に預り候者かなと、怨みかこつ、勝重打笑うて、おことは世話を乞り給はぬよな、爆火を子に拂ふといふ事は、此父が事に候ぞと答へし。

〔先哲叢談三〕木下貞幹、字直夫、小字平之允、號錦里、又號順庵、

少從某侯來江戸、不得志而歸京、從是閉戸讀書、久之名震海内、加賀侯厚幣召之、辭曰、先師松永先生之子某、嗣承家學、未就仕途、家道屢空、請用彼以使得其宿望、候聞之曰、今之世交同手足之親、誼比金石之固、於利害所關、則崖岸相向者比比皆然、如順庵可謂有古人節矣、即與松永氏子俱禮聘之、

〔折たく柴の記上〕

我三十七歳の冬十月

○元祿六年

十日に、高力豫州の、我師の許に來りて、門中の人々

誰かは其最におはする、我心のやうにて、問ひまゐらせよと、戸田長州の申すなりといはれしかば、戸田の當時、甲府は家老、足下にもよく知り給ひし者をとて、我事をもて答へらる、同十五日の夕、豫州の久しく見侍らぬといふなり、彼許に行給へと命せられしかば、ゆきむかふに尋問はれし事など、對ふる事ありき、十二月の五日に、豫州又我師の許に來りて、長州の言葉を傳へて、我を藩邸にす、められん事をはからる、されど我師の心に、みち給はぬ事おはしければ、まづ彼に申してこそ、答申すべけれど宣ひ、其夜我を召て、宣ひし事共あり、六日に又豫州いはれし事共ありしに、其夜我